

B－3）文化的まちなみ改善事業

利用拠点における文化的資産への公園利用者の誘導、文化的資産との連携の効果を発揮する以下のア～エのいずれかの事業。

ア. 外構修景

利用拠点において公園利用者向けサービスを行う施設の外構における、門、塀、さく、植栽、街灯等の整備。

イ. 建築外観修景

利用拠点において公園利用者向けサービスを行う施設の新築、増築、改築、大規模な修繕及び大規模な模様替えのうち、外観に係る整備。

ウ. 建築設備等修景

利用拠点において、屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善を行う事業。

エ. その他

利用拠点において温泉設備の修景、ストリートファニチャーや案内板の整備その他良好な文化的まちなみ形成のため必要な事業。

【文化的まちなみ改善事業の条件等について】

一般の公園利用者が公道等から視認できる修景整備を対象とします。

道路・駐車場・広場の整備、施設の駆体工事は対象外となります。

B－3）ア. 外構修景

- ・ 該当施設の敷地内において、既存の外構の改修のほか、新たに外構を整備する事業を対象とします。
- ・ 誰もが立ち入れる場所から一般の公園利用者が視認できることが条件となります。整備した外構内に一般の公園利用者が入れない場合でも対象となる場合があります。
- ・ 土地に定着し移動が困難なものを対象とします。

B－3）イ．建築外観修景

- ・新築、増築については、通常自然公園法で課される規制を上回る、特に文化的まちなみ景観形成に必要な基準に対応するために行う修景に要する追加経費のみを対象とします。
- ・景観改修に関係がない施設の機能向上を図る改修については対象外となります。
- ・屋根や外壁の一部解体を伴う場合は、原則として、応募申請書提出前に、アスベスト除去の有無について確認したうえで見積書を作成してください。

B－3）ウ．建築設備等修景

- ・原則として、設備等の所有者自らが行う事業を対象とします。ただし、対象とする設備の所有者および該当設備が設置された土地所有者から事業実施の承諾が得られた事業について対象とします。
- ・設備の機能向上を図るための事業は対象外となります。

B－3）エ．その他

- ・上記アからウの事業区分に該当しないもので、B－3）文化的まちなみ改善事業の目的を十分に達成すると考えられる事業に限り対象とします。
- ・応募申請書提出前に、ご相談ください。

利用拠点計画又は認定を受けた利用拠点整備改善計画に基づき実施する事業。補助事業を実施する場合には、申請する事業が利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画に位置付けられていることが必要です。

【国立公園等利用拠点上質化整備事業（B-3事業含む）の条件等について】

- ・利用拠点滞在環境の上質化に資する整備にあたって、地域の関係主体で将来像を共有し地域が一体となって進めていただくために、本補助事業では、これらの計画に基づいた事業を対象としています。

応募申請する事業が利用拠点計画または利用拠点整備改善計画に位置付けられていることが必要であるため、申請に先立ち、策定した利用拠点計画が環境省に提出されていること、又は利用拠点整備改善計画が環境省から認定を受けている必要があり、これらの計画がない場合は、以下のいずれかが必要となります。

- ◇ 令和8年度については、「A．国立公園等利用拠点計画策定支援事業」によりいずれかの計画を策定し（利用拠点整備改善計画は認定後）、令和9年度に整備事業の応募

申請を行う。

- ◇ 応募申請に先立って利用拠点計画を策定し提出する、もしくは利用拠点整備改善計画を策定し認定を受ける。

既に利用拠点計画を提出している、もしくは利用拠点整備改善計画がある場合でも、申請する事業が計画に位置付けられていない場合は、計画の変更が必要となります。計画の変更にあたっては、今後検討している事業の追記、中止が明らかになった事業の変更等を行ってください。

各計画に関しては、公募要領 3 ページ「A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業」の注意事項を確認ください。

■ 補助対象経費

補助の対象となる事業に要する経費は、公募要領 別表第 1 の「3 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

■ 申請に必要な書類

- ・ 応募申請必要書類等チェックシート（B－3 事業）
- ・ （様式第 1） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業に係る応募申請書
- ・ （別紙 1－4） B－3） 文化的まちなみ改善事業 実施計画書
- ・ （別紙 2－2） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業経費内訳書
- ・ （別紙 3） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施後使用見込等申告書
- ・ （別紙 4） 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- ・ 補助事業に関する見積書
 - * 積算の内訳、算定式等を記載するとともに、別紙 2－2 経費科目との紐づけが確認できるようにすること
- ・ 整備内容に関する補足資料
 - * 整備場所の位置図、各種図面（設計図、企画書、イメージパース等）のほか、本補助事業の要件を踏まえた、現状の課題点、整備理由、整備による効果等、個々の整備内容を具体的に補足する資料を必要に応じて添付すること
- ・ 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）* 発行から 3 か月以内のもの
- ・ 承諾書等
 - * 申請者と土地の所有者が異なる場合、土地建物所有者が複数いる場合は承諾書を添付
- ・ 現状の写真（撮影日を記載すること）
 - * 整備対象の現状が把握できる写真に加え、公道、歩道等から整備予定箇所が視認でき

ることが把握できる写真を添付すること

- ・利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画

※環境省へ提出（又は認定）されたものを添付してください。

※申請事業を下線又は枠で囲む等により明示してください。

※国定公園の場合、訪日外国人旅行者誘致に関する目標及び計画を示す資料を添付してください。

別紙様式の作成にあたっては、「応募書類（様式1別紙）記載要領」を必ず確認し、作成してください。

令和8年度の様式をダウンロードし、作成してください。

上記のほか、申請者に関する書類の提出が必要となります。詳細は公募要領を確認ください。